

交際費等の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

御注意

支出交際費等の額の合計額 (19)の⑤		1	円	損金算入限度額 $((1)と(2)のうち少ない金額) \times \frac{80又は90}{100}$	3	円
定額控除限度額 (0円又は400万円) $\times \frac{1}{12}$		2		損金不算入額 (1)-(3)	4	
法人名						計
科目		①	②	③	④	⑤
交際費		円	円	円	円	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
支出額の合計額		17				円
交際費等の額から控除される費用の額の合計額		18				
差引交際費等の額 (17)-(18)		19				
個別帰属損金不算入額 (19)の①、(19)の②、 (19)の③又は(19)の④ (4) $\times \frac{1}{(19)の⑤}$		20				

「2」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次により記載します。
 (1) 平成十五年四月一日前に開始する連結事業年度である場合。連結親法人の期末の資本又は出資の金額が、(i)五千万円以下である場合には「四〇〇万円」に当期の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を記載し、(ii)五千万円超である場合には「0円」を記載します。
 (2) 平成十五年四月一日以後に開始する連結事業年度である場合。連結親法人の期末の資本又は出資の金額が、(i)一億円以下である場合には「四〇〇万円」に当期の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額を記載し、(ii)一億円超である場合には「0円」と記載します。
 「3」欄は、平成十五年四月一日以後に開始する連結事業年度にあつては「80又は90」を消し、平成十五年四月一日前に開始する連結事業年度にあつては「又は90」を消します。
 「5」～「16」欄には交際費等に該当するものを含む科目についてはすべて記載してください。